

居宅介護支援重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話：0238-22-5170

担当：主任介護支援専門員 二瓶 久美子 *ご不明な点は何でもお尋ね下さい。

2. 地域ケアセンター東陽館 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の所在地及びサービス提供地域

事業者名：地域ケアセンター東陽館 居宅介護支援事業所

所在地：山形県米沢市丸の内2丁目3番3号

サービスを提供する地域：米沢市、川西町、高畠町

*上記の地域以外の方でも、ご希望の方はご相談下さい。

(2) 当事業所の職員体制

管理者： 1名（常勤兼務）

主任介護支援専門員： 1名（常勤兼務）

介護支援専門員： 1名（非常勤専従）

(3) (営業日及び営業時間)

一 営業日 月曜日から金曜日

(祝祭日・12月30日～1月3日・8月13日～8月15日を除く)

二 営業時間 午前8時30分～午後5時30分

*上記以外の時間においても随時対応する。但し、緊急時に限る。(携帯：090-3984-1090)

3. 居宅介護支援の申込みからサービス提供までの流れ及び主な内容

- ① 当事業所による居宅介護支援を希望される場合、お電話か来所によりお申し出下さい。
- ② 当事業所の居宅介護支援の概要についてご説明の上、契約書を取り交わします。
- ③ 「居宅サービス計画作成依頼届出書」を保険者に提出して下さい。
- ④ 担当させて頂く介護支援専門員がご自宅を訪問し、ご利用者、ご家族の生活状況、住環境、今後の在宅生活に関する要望について、お話を伺います。その際、要介護認定を受けておられる方は、「介護保険証」を提示して下さい。
- ⑤ 担当介護支援専門員が、ご利用者の生活上の課題を分析の上、居宅サービス計画の原案を作成し、ご本人・ご家族に説明し、了承を得ます。
- ⑥ 担当介護支援専門員が、居宅サービス計画に記載されている介護保険サービス提供事業者等と連絡・調整を図り、サービスの提供を手配いたします。
- ⑦ 担当介護支援専門員が、実際に提供された介護保険サービスについて、支給限度もしくは予め取り決めておいた限度内に収まるよう、継続的にその給付状況を管理いたします。
- ⑧ 担当介護支援専門員は、ご利用者の要介護又は要支援の認定結果に変更のあった場合、生活状況が変化した場合、サービス提供事業者の変更を希望する場合などには、ご利用者、ご家族の申し出により、生活上の課題の分析を再度行い、居宅サービス計画の修正・変更を行います。

4. 利用料金

(1) 利用料

居宅介護支援の利用料は、法定代理受領により、当事業所に対して介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はありません。居宅介護支援の利用料は、下記の通りです。

居宅介護支援・・・要介護1・2の場合：10,860円／月

要介護3～5の場合：14,110円／月

初回加算：新規に居宅サービス計画又は介護予防サービスを作成した場合、もしくは要介護度状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合、3,000円／月を加算。

入院時情報連携加算：利用者に関する必要な情報を医療機関に提供した場合加算。

(I) 入院当日に情報提供

(営業時間終了後の場合は翌日含む・提供方法は問わない) 2,500円／月

(II) 入院後3日以内に情報提供

- (3日後が営業日でない場合はその翌日まで・提供方法は問わない) 2,000円／月
- 退院・退所加算：退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定。医療機関等との連携回数、加えて、医療機関等におけるカンファレンスに参加した場合を上乗せし加算。
- カンファレンス無し　連携1回 4,500円／月、2回 6,000円／月
- カンファレンス有り　連携1回 6,000円／月、2回 7,500円／月、3回 9,000円／月
- 通院時情報連携加算：利用者が医療機関において医師又は歯科医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合、500円／月を加算。
- 緊急時等居宅カンファレンス加算：病院・診療所の医師又は看護師等と共に利用者居宅を訪問し、カンファレンスを行い利用に関する調整を行った場合、2,000円／月を加算。
- 特定事業所加算(I)(II)(III)(A)：人員配置要件の強化や、人材育成に関する協力体制を整備しているなど、厚生労働大臣が定めるそれぞれの基準に適合する場合、(I) 5,190円／月、(II) 4,210円／月、(III) 3,130円／月、(A) 1,140円／月を加算。
- 介護保険の適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、一旦1ヵ月当たりの上記の料金を戴き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日米沢市健康福祉部高齢福祉課の窓口に提出します差額の払い戻しを受けることができます。
- モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票（原案の）作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行い、居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録で残しつつ、居宅介護支援事業所においてそれらの書類等を管理しておいた場合、居宅介護支援費を算定する。

(2) 交通費

前記の2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費、1km当たり50円が必要です。

(3) 解約料

利用者は、いつでも契約を解約することができ、一切費用はかかりません。

(4) 支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、利用の翌月末日までに前月分の請求をいたしますので、利用の翌月末日までに、別途指定する口座にお振込み下さい。後日、領収証を発行いたします。尚、振込み以外の方法を希望される場合は、契約時にお申し出下さい。

5. サービス終了

(1) 利用者の都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出頂きますと、いつでも解約できます。

(2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合があります。その場合は、終了1ヵ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者を紹介いたします。

(3) 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の、要介護認定区分が非該当（自立）又は要支援1・2と認定された場合
- ・利用者自身が死亡した場合

(4) その他

利用者又は家族が当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して、本契約を継続し難いほ

どの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させて頂く場合があります。

6. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営方針

- ① 介護支援専門員等は、利用者の心身状況及びその置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、ご利用者の立場に立って援助を行います。
 - ② 事業の実施にあたっては、ご利用者の意思及び人格を尊重し、ご利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整いたします。
 - ③ 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健医療サービス及び福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (2) サービスの利用にあたって
- ① 介護支援専門員の変更・・・変更を希望される方はお申し出下さい。
 - ② 調査（生活上の課題の分析）方法・・・課題分析標準項目を網羅し当法人独自の方式等

7. 事故発生時の対応

- (1) サービス提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者のご家族、当該利用者に係る居宅サービス事業者に連絡すると同時に、必要な措置を講じます。
- (2) サービス提供により、賠償すべき事故が生じた場合には、速やかに損害賠償を行います。

8. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情担当窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情を承ります。

相談窓口：地域ケアセンター東陽館 居宅介護支援事業所

電話：0238-22-5170 責任者：代表 兵庫 等
管理者：二瓶 久美子

(2) その他、当事業所以外に、下記の苦情窓口に相談することができます。

米沢市役所 健康福祉部 高齢福祉課 電話 0238-22-5111
山形県国保連合会 介護保険課介護サービス推進室 電話 0237-87-8006

9. 個人情報の取扱いについて（秘密保持）

- (1) 個人情報の収集は、居宅介護支援のサービス提供にあたって、利用目的の範囲を説明し、同意を得た上で収集します。
- (2) 個人情報の使用は、同意を得た利用目的の達成に必要な範囲内において、適正に使用します。
- (3) 同意又は依頼のない限り、個人情報を第三者に提供することはいたしません。同意・依頼の下で、個人情報の提供・預託を行う場合においても、提供・預託先が適正に管理するよう監督いたします。

《個人情報を利用させて頂く範囲》

- ① 地域ケアセンター東陽館指定居宅支援事業所による適切な居宅介護支援の提供のため
- ② 提供したサービスに関する請求業務等の介護保険事務のため
- ③ サービス提供に係る利用開始・終了手続き等の管理運営業務のため
- ④ 居宅サービスの適切な提供のための、他の居宅サービス事業者との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答のため
- ⑤ 住宅改修工事施工事業者との適切な改修工事の実行のため
- ⑥ 緊急を要する場合の、医師や救急隊への連絡のため
- ⑦ ご家族に対するご本人の心身の状況や利用状況に関する報告のため
- ⑧ 当事業所のサービスの、維持・改善に資する基礎資料（アンケート等）の作成のため

- ⑨ 当事業所で行われる職員研修における事例検討のため
- ⑩ 当事業所で行われる学生等の実習教育のため
- ⑪ 審査支払い機関（国保連）や保険者からの照会等、法令上応じることが義務付けられている事項のため
- ⑫ 外部監査機関・サービス評価機関への情報提供のため
- ⑬ 損害賠償保険・損害保険等に係る保険会社等への相談・届出のため
- ⑭ その他、特に目的を特定の上、同意を得て収集した個人情報については、その利用目的に沿う範囲

《利用者ご本人、ご家族の映像・写真について》

利用者ご本人、ご家族の映像や写真を、当センターの

- パンフレット 広報誌 センター内掲示物
に使用することを同意します。

(同意するものにチェック。ご本人チェック欄、ご家族チェック欄)

10. 当事業所の概要

名称・法人の種別	有限会社 HYOコーポレーション
代表者役職・氏名	代表取締役 兵 庫 等
本部所在地・電話	山形県米沢市城北1丁目2番5号 0238-37-8181
法人の事業・名称	

1. 認知症対応型共同生活介護「グループホーム東陽館」
2. 通所介護「デイサービスセンター東陽館」
3. 小規模多機能型居宅介護「地域ケアセンター東陽館小規模多機能ホーム」
4. 介護予防事業カルチャーセンター「おもてまち」
5. 在宅高齢者配食サービス
6. 住宅型有料老人ホーム「シニアハウス公園丸の内館」
7. サービス付き高齢者向け住宅「奏で館」
8. 地域密着型通所介護「デイサービス奏で館」
9. 小規模多機能型居宅介護「小規模多機能ホーム公園丸の内館」
10. 訪問介護事業所「愛のまちホームヘルパーステーション」

上記の契約を証するため本書 2 通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1 通ずつ保有するものとします。

事業者名 有限会社 HYO コーポレーション
地域ケアセンター東陽館 居宅介護支援事業所
住 所 山形県米沢市丸の内 2 丁目 3 番 3 号
代表者 代表取締役 兵 庫 等

説明者 地域ケアセンター東陽館 居宅介護支援事業所 _____

私は、契約書及びに本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。また、個人情報の取扱いに関しても、十分理解の上同意します。

令和 年 月 日

利用者
住 所 _____

氏 名 _____

(代理人)
住 所 _____

氏 名 _____